

災害時における福祉避難所について

■ 福祉避難所とは

熊本市内に地震や風水害等の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合、体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方々（要援護者）については、協定に基づき、熊本市が予め指定する施設を「福祉避難所」として開設し受入れが行われます。

■ 福祉避難所の種類

熊本市が福祉避難所として開設する施設は次の2種類があり、入所される方の身体状況に応じて異なります。

○ 福祉避難所

体育館等の一般避難所では避難生活を送ることが困難な方

○ 緊急入所施設

特別養護老人ホーム等の施設において、介護保険法に基づく入所介護や療養等を必要とする方

（※概ね要介護度が3以上の方を対象とします。）

※ 福祉避難所は災害時にすぐに開設するものではなく、一般避難所での避難者の状況により、熊本市の判断に基づき開設される二次的避難所となります。

■ 費用について

福祉避難所への入所は熊本市が判断・決定しますので、福祉避難所の入所にあたり要する食費、居住費等の費用は熊本市の負担になります。なお、緊急入所施設へ入所をされた場合の介護保険法に基づく利用者負担分（介護サービス料、食費、居住費）についても熊本市の負担になります。

※ 熊本市の判断・決定を経ず、ご自身で直接施設へ避難（入所）された場合等に要する費用については対象となりません。

■ ボランティアの要請

熊本市老人福祉施設協議会に加入する施設は、福祉避難所等の設置運営にあたり人材に不足がある場合は、熊本社会福祉協議会が設置する熊本市災害ボランティアセンターへ、ボランティアや専門的な人材等の支援を要請することができます。

■ 協定締結状況

平成 24 年 10 月 17 日（水） 熊本市老人福祉施設協議会

※ 協議会に加入する特別養護老人ホーム等の 56 施設が対象となります。

〔お問い合わせ先〕

熊本市社会福祉協議会

地域福祉推進課地域福祉班

〒860-0004

熊本市中央区新町 2 丁目 4 番 2 7 号

TEL 096-322-2331(代表) / FAX 096-359-1800